

【新規要望】 4. 適正な工期の設定について(建設業部会)

建設業界も働き方改革を進めていますが、公共工事においても4週8休の指定型工事が増加しています。こうしたことから、従来の工期では納期に間に合わせることは難しいので、適正な工期設定を要望いたします。

回答(財政課検査室)

三島市発注の工事においては、働き方改革を考慮し、建設業界における働きやすい職場環境づくりに寄与するため、週休2日工事の基準を満たす工事については、可能な限り発注者指定型の週休2日工事としております。

発注者指定型で発注する工事の工期設定につきましては、週休2日を確保できるよう、設計積算の段階で適切な工期を設定しております。

適正な工期設定は発注者の責務と位置付けられておりますことから、市では、公共工事担当職員等で構成する「三島市工事等執行基準検討部会」において、この要望内容を共有するとともに適正な工期設定について改めて確認をしたところです。

今後も適正な工期設定となるよう取組んでまいります。